

(重要) 本事務連絡は、5月25日(月)に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」及び解除後の催物に関する対応等について、周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

5月25日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」 及び解除後の催物等に関する対応等について

昨日(25日)、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」が行われるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改正されました。

改正された基本的対処方針(以下「改正基本的対処方針」という。)においては、緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提に、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしています。

移行期間については5月25日から7月31日までの約2か月間(感染の状況をみつつ、延長することがあり得る。)とし、地域の感染状況や感染拡大リスクなどについて評価するための期間として3週間程度を要すると考えられることから、移行期間中において、外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和することとしています。

また、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる必要があるとされています。

移行期間中における都道府県による外出の自粛、催物(イベント等)の開催制限、施設の使用制限の要請等については、改正基本的対処方針三(3)6)緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長による各都道府県知事宛て事務連絡(令和2年5月25日事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」)を御参照の上、適切に対応してください。なお、同事務連絡別紙においては、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方やプロスポーツ等への具体的な当てはめ、外出自粛の段階的緩和の目安等が示されておりますので御留意ください。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

○緊急事態解除宣言及び解除後の対応関係

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_gaiyou0525.pdf
- ・令和2年5月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）
（概要）
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202005/25corona.html
（資料）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020525.pdf
- ・令和2年5月25日 安倍内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202005/0525kaiken.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0525.pdf
- ・移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

○その他

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・「安全に運動・スポーツをするポイントは？」の改正について
(5月22日付けスポーツ庁健康スポーツ課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt_kouhou02-000007004_1.pdf

- ・新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について
(スポーツ庁ホームページ)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111 (内線 3791, 2673) メール：sseisaku@mext.go.jp